

天理市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月3日

天理市教育委員会
教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第1号

天理市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

天理市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年4月天理市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「編成し、翌学年始めまでに委員会に届け出なければ」を「翌学年始めまでに編成し、これを保管しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の教育課程は、委員会から求めがあった場合は、これを提出しなければならない。

第12条中「教材として」の次に「1件の価格が2,000円を超える参考書及び学習材料」を加え、同条各号を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。